

徳島県マスコット「宝くじすだちくん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県マスコット「宝くじすだちくん」(以下「宝くじすだちくん」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(「宝くじすだちくん」の使用目的)

第2条 「宝くじすだちくん」は、宝くじのイメージアップ及び宝くじの販売促進に寄与する事業や取組等のためのマスコットとして使用するものとする。

(使用承認の申請等)

第3条 「宝くじすだちくん」を使用しようとする者は、あらかじめ徳島県マスコット「宝くじすだちくん」使用承認申請書(様式第1号)を「宝くじすだちくん」を管理する財政課(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- 一 県知事部局、企業局、病院局及び県の行政委員会(以下「県知事部局等」という。)が別紙1に掲げる「宝くじすだちくん」の標準形の図柄のデザインを変更、改変することなく、印刷物又は県の開設するホームページ等へ使用するとき。
 - 二 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - 三 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。
- 2 県知事部局等は「宝くじすだちくん」を使用したときは、速やかに、徳島県マスコット「宝くじすだちくん」使用報告書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

(使用承認の基準)

第4条 管理者は、前条第1項の規定による使用承認の申請があったときは、その申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認することができる。

- 一 第2条の「宝くじすだちくん」の使用目的に適合しないと認められるとき。
 - 二 「宝くじすだちくん」を正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
 - 三 徳島県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - 四 徳島県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
 - 五 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - 六 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - 七 別紙1に掲げる「宝くじすだちくん」の標準形の図柄からデザインを変更、改変するとき。ただし、著作権者である県に協議し、事前の許諾を得たものは除く。
 - 八 立体物又は販売物であるとき。ただし、著作権者である県に協議し、事前の許諾を得たものは除く。
 - 九 そのほか、管理者が「宝くじすだちくん」の使用について不相当と認めたとき。
- 2 前項の承認は、「宝くじすだちくん」使用(変更)承認書(様式第3号)をもって行うものとする。
- 3 管理者は、必要と認めるときは、申請者の「宝くじすだちくん」の使用に係る事業を所管する課の意見を聞くものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 「宝くじすだちくん」を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途にのみ使用し、管理者の指示する使用条件に従うこと。

- 二 承認を受けた者は、当該承認を受けた物件等を譲渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。
- 三 定められた色、形等を正しく使用すること。
- 四 「宝くじすだちくん」の形を変更したり、裏返し又は規格外の展開、一部使用など応用使用はしないこと。
- 五 原則として、「宝くじすだちくん」に近接して承認番号を明記すること。
- 六 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに管理者に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第6条 「宝くじすだちくん」の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、徳島県マスコット「宝くじすだちくん」使用承認内容変更申請書(様式第4号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「宝くじすだちくん」使用(変更)承認書(様式第3号)をもって行うものとする。

(承認の取消)

第7条 管理者は、「宝くじすだちくん」の使用がこの要綱、または、承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わないものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、「宝くじすだちくん」の使用取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は平成23年8月12日から施行する。

(様式第1号)

徳島県マスコット「宝くじすだちくん」使用承認申請書

平成 年 月 日
番 号

徳 島 県 財 政 課 長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 印

徳島県マスコット「宝くじすだちくん」を下記により使用したいので申請します。

記

- 1 使用する図柄
- 2 使用対象物件
- 3 使用の趣旨・目的
- 4 使用方法
- 5 販売・非売の別 販売（予定小売価格 円） ・ 非売
- 6 使用期間
- 7 使用数量
- 8 連絡先（担当者，電話番号等）
- 9 添付書類
 - (1) 企画書（レイアウト，スケッチ，原稿等）
 - (2) 申請者の略歴，現況等を示すもの
 - (3) 県が推進・提唱する事業・運動の一環であることがわかる資料，または県知事部局等に属する部課長の推薦書
 - (4) その他参考となるもの

(様式第2号)

徳島県マスコット「宝くじすだちくん」使用報告書

平成 年 月 日
番 号

徳 島 県 財 政 課 長 殿

所在地

名称及び代表者名

印

徳島県マスコット「宝くじすだちくん」を下記のとおり使用したので報告します。

記

- 1 使用した図柄
- 2 使用対象物件
- 3 使用の趣旨・目的
- 4 使用方法
- 5 販売・非売の別 販売（予定小売価格 円） ・ 非売
- 6 使用期間
- 7 使用数量

(様式第3号)

「宝くじすだちくん」使用（変更）承認書

平成 年 月 日
第 号

殿

徳島県財政課長

平成 年 月 日付けで申請のあった宝くじすだちくんの使用（内容変更）については、次の条件を付して承認します。

- 1 承認内容は、徳島県マスコット「宝くじすだちくん」使用承認（内容変更）申請書のとおりとすること。
- 2 宝くじすだちくんの使用に際しては、徳島県マスコット「宝くじすだちくん」使用取扱要綱及び徳島県マスコット「宝くじすだちくん」使用承認（内容変更）申請書の内容を遵守すること。
- 3 承認番号を原則として明示すること。

承認番号： 財宝第 - 号

注1 申請等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、または不要な事項を削除することができる。

(様式第4号)

徳島県マスコット「宝くじすだちくん」使用承認内容変更申請書

平成 年 月 日
番 号

徳 島 県 財 政 課 長 殿

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者名) 印

平成 年 月 日第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

事 項	変 更 前	変 更 後
1 使用する図柄		
2 使用対象物件		
3 使用の趣旨・目的		
4 使用方法		
5 販売・非売の別	販売 (予定小売価格 円) 非売	販売 (予定小売価格 円) 非売
6 使用期間		
7 使用数量		
8 その他		